

神奈川区役所からのお知らせ

～ひとり暮らし高齢者「地域で見守り」推進事業～

A-1

民生委員による訪問のご案内

日頃から、横浜市神奈川区行政の推進にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

神奈川区では、高齢者の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることを願って、地域住民同士の見守りが進むよう取り組んでいます。

このたび、お住まいの地区で、75歳以上のひとり暮らしの方に地域情報の提供や日頃の心配事などをお尋ねする事業を行うことになりました。民生委員がお宅を訪問させていただきますので、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

神奈川区福祉保健センター長

■ 訪問時期

平成 年 月 日() から 平成 年 月 日() まで

■ 訪問する民生委員

神奈川 花子

(4 1 1 - 7 1 3 2)

※このお知らせは平成 年 月時点の住民基本台帳を使用してお送りしています。したがって、実際にはひとり暮らしではない方や、すでに民生委員の訪問を受けている方にもこの通知が届く場合があります。また、 月以降に転出等状況の変化があった方にも送付されることがありますのでご了承ください。



<問合せ> 神奈川区福祉保健課 運営企画係

電話 4 1 1 - 7 1 3 2 FAX 3 1 6 - 7 8 7 7

高齢障害支援課 高齢者支援担当

電話 4 1 1 - 7 1 1 0 FAX 3 2 4 - 3 7 0 2

住所 横浜市神奈川区広台太田町3-8

参 考 ～地域の身近な相談先～

民生委員について

民生委員は法律に基づき、地域からの推薦により、厚生労働大臣が委嘱します。高齢者、こども、障害のある方など全ての方が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、相談に応じています。

非常勤の公務員でボランティアとして活動を行いますので、「相談者の秘密を守ること」を義務づけられています。

※民生委員は、身分証明書を携帯しています。

地域包括支援センター（地域ケアプラザ）について

高齢者からの相談にのり、介護保険をはじめとした福祉や医療等さまざまなサービスの情報提供を行います。

保健師又は看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門スタッフがご相談に応じます。

なお、年末年始及び施設点検日（月1回）を除き、土曜・日曜・祝日も開館しています。なお、来館の際には事前にお電話いただきますようお願いいたします。

高齢者等連絡票について（同封の青い用紙）

民生委員が訪問した際に聞き取りながら記入していただきますが、事前にご記入いただける場合は、記入したものを訪問時に民生委員にお渡しください。

問い合わせについて

- ・ 訪問日時等に関する問い合わせ・・・民生委員あてにご連絡ください。
- ・ 事業概要、その他の問い合わせ・・・区役所あてにご連絡ください。